

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和 7 年 1 月 2 日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会（12月）		
開催日時	令和7年12月1日（月） 午前10時00分から 午前10時46分まで		
開催場所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室		
出席者及び欠席者 の職・氏名	別紙のとおり		
議題	別紙のとおり		
会議資料	別紙のとおり		
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</td> </tr> </table>		<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去
<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去			
<input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月			
会議録の確認方法 委員全員による確認			
傍聴者の数	0人		
その他の必要事項			

朝霞市選挙管理委員会定例会（12月）

令和7年12月1日（月）

午前10時00分から

午前10時46分まで

朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題 選挙人名簿関係

議案第56号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第57号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第58号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第59号 在外選挙人名簿から抹消することについて

選挙管理委員会告示関係

議案第60号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び

労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を

改正する告示について

定時登録日関係

議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて

5 その他

6 閉会

出席委員（4人）

委 員 長	細 田 昭 司
委員長職務代理	加 藤 洋 子
委 員 員	金 子 智恵子
委 員 員	藤 井 尚 夫
欠席者なし	

事務局（4人）

事 務 局	選挙管理委員会事務局長	小笠原 ミヅエ
事 務 局	選挙管理委員会事務局次長	高 橋 陸 至
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係長	三 上 将 平
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係主任	三 井 正 規

資料一覧

- ・選挙管理委員会定例会次第
- ・議案第56号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・議案第57号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・令和7年12月1日定時登録概要について
- ・投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・議案第58号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・議案第59号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・在外選挙人名簿登録者数
- ・議案第60号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示について
- ・資料 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示
- ・参考資料 新旧対照表
- ・議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。今年最後の定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。慎重なる御審議をお願いしたいと存じます。それでは日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、金子委員、お願いいいたします。

○金子委員

はい。お願いいいたします。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第56号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第57号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。選挙人名簿関係でございます。「議案第56号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第57号 選挙人名簿から抹消することについて」、両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは一括して提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第56号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めること

について議決を求める。

令和7年12月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,049人。女、830人。計、1,879人でございます。

続きまして、議案第57号を御説明申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和7年12月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、878人。女、781人。計、1,659人でございます。

1枚おめくりください。

資料の概要について御説明申し上げます。1番の登録につきましては、先ほどの議案第56号の内容でございまして、転入が令和7年6月2日から令和7年9月1日までの方。年齢要件につきましては、平成19年9月3日から平成19年12月2日までに生まれた方が該当となつてございます。続きまして2番の抹消につきましては、議案第57号の内容でございます。

転出につきましては、令和7年5月1日から令和7年7月31日まで。死亡につきましては、令和7年9月2日から令和7年12月1日までございます。3番の市内転居につきましては、令和7年11月19日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。次のページを御覧ください。

今回の定時登録によりまして、男が、5万9,921人。女が、5万9,838人。合計といたしまして、11万9,759人でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

それではまず、議案第56号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第57号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第57号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第58号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第59号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第58号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第59号 在外選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括して議題いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第58号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めるこ
とについて議決を求める。令和7年12月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、0人。女、4人。計、4人でございます。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第59号を御説明申し上げます。

在外選挙人名簿から抹消することについて。

公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決
を求める。令和7年12月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人でございます。

1枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。次のページを御覧ください、今
回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、55人、女、57人、計、112人とな
ってございます。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、まず議案第58号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第58号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第59号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第59号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 選挙管理委員告示関係

議案第60号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示について

○細田委員長

次に、選挙管理委員会告示関係でございます。

「議案第60号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第60号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示について。朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額（平成5年朝霞市選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正することについて議決を求める。令和7年12月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

本則第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中

「1, 000円」を「1, 500円」に、「3, 000円」を「4, 500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「1万2, 000円」を「2万3, 000円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

本則第3号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「第1号ア、イ及びウ」を「第1号アからエまで」に改め、同号イ中「1万円」を「2万円」に改め、本則第4号ア中「1万円」を「1万5, 000円」に改め、同号イ中「1万5, 000円」を「2万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

2 この告示の規定は、令和8年1月1日以後その期日を告示される選挙から適用する。

次のページをおめくりください。今回、改正の内容に関する趣旨等でございます。まず1でございますが、令和7年6月に公職選挙法施行令が改正され、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額について、改定されました。この報酬及び費用弁償の額は、公職選挙法により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が政令で定める基準に従い定めることと規定されていることから、市議会議員及び市長選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額を改正された公職選挙法施行令に合わせるものであります。次に2、改正の内容でございます。(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額でございます。まず航空賃につきまして、改正前、規定はございませんでしたが、改正後は旅客運賃等により算出した実費額となります。続きまして、宿泊料でございますが、食事料2食分を含むものですが、改正前は1夜につき12, 000円、改正後は1夜につき、23, 000円とするものでございます。次に弁当料でございますが、改正前が1食につき1, 000円、1日につき3, 000円、改正後が1食につき1, 500円、1日につき4, 500円とするものでございます。続きまして、茶菓料でございます。改正前が1日につき500円、改正後が1日につき1, 000円とするものでございます。次に(2)

選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額でございます。航空賃につきまして、改正前、規定はございませんでしたが、改正後は旅客運賃等により算出した実費額とするものです。次に宿泊料、食事料を除くものですが、改正前は1夜につき10,000円、改正後は1夜につき20,000円とするものでございます。続きまして、(3)でございます。選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額でございます。事務員は改正前が1日につき10,000円、改正後は1日につき15,000円とするものでございます。車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者につきましては、改正前が15,000円、改正後は20,000円とするものでございます。3、施行期日等につきましては、令和8年1月1日から施行します。改正後の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、従前の例によるものとするものでございます。次のページを御覧ください。こちらは、変更となる部分につきましての新旧対照表でございます。以上でございます。

○金子委員

ちょっとお聞きしてよろしいですか。ウグイスさんなんかも、この車上運動員になるんでしょうか。

○事務局・高橋局次長

はい。いわゆるウグイスと言われる方につきましては、車上運動員に当たるものでございます。

○金子委員

前回の市議選で知人がウグイスさんをされたんですが、ほとんど日当がなかったと言うんですけれども、今回1日20,000円に上がって、今度、選挙の候補者から10,000円くらいしかもらえなかった場合、選挙管理委員会にお届けすれば指導していただけるわけですか。

○事務局・高橋局次長

こちらの額につきましては、あくまでも上限額でございますので、報酬の金額につきましては候補者の方と実際にやられる方との間での契約ということになります。

○金子委員

例えば候補者が 20,000 円で選挙管理委員会に届けを出しても、実際に支給されるのは 10,000 円だったということになつたら、候補者が着服したということになつてしまうのですよね。

○事務局・高橋局次長

どなたが運動員としてやられるかというお届けは必要なのですが、金額につきましては、公費で支給するものではございませんので、選挙が終わった後、収支報告という形でのお届けはいただくので、事前の金額のお届けは必要ございません。

○金子委員

わかりました。

○細田委員長

この際、暫時休憩いたします。

～休憩～

○細田委員長

休憩前に引き続き定例会を開きます。議案第 60 号につきまして、他に御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第 60 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 定時登録日関係

議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて

○細田委員長

次に、定時登録関係でございます。「議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。三上係長。

○事務局・三上係長

議案第61号 定時登録の登録日を変更することについて。公職選挙法第22条第1項の規定により、定時登録の登録日を次のとおり定めることについて議決を求める。令和7年12月1日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。令和8年3月について、定時登録年月日を令和8年3月2日に変更するものです。こちらにつきましては、3月1日が日曜日に当たるため、翌日月曜日に定時登録日を定めるということでございます。参考までに令和8年で、今回と同様、定時登録日が土日祝日に重なる日はこれ以降ございません。以上でございます。

○細田委員長

分かりました。

議案第61号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。委員から何かございますか。事務局は何かござりますか。

○事務局・三井主任

はい。御報告でございます。例年開催されております、明るい選挙啓発ポスターの募集事業でございますが、今年度もゴールデンウィーク明けから9月12日まで募集しております、41点の作品の応募がございました。9月24日に委員長並びに明るい選挙推進協議会の正副会長に来ていただきまして、選考会を行い、5点の作品が入選ということで、埼玉県選挙管理委員会で実施される二次審査に提出いたしました。二次審査の結果といたしましては、残念ながら、今回はどうちらも入選には至りませんでした。以上です。

○細田委員長

啓発ポスターの募集の結果は広報の担当課にスペースの問題もあるでしょうけど、掲載の要望をしていただけますか。

○事務局・高橋局次長

広報につきましても、基準等あるかと思いますが、要望はしたいと思います。

○細田委員長

他にありますか。

○高橋局次長

9月1日の選挙管理委員会定例会で御審議いただきました、議案第55号の朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について、でございますけれども、12月の市議会定例会に上程いたしましたので、御報告申し上げます。以上でございます。

○6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委 員